

# 保険金等をお支払いする際の遅延利息について

- ご注意** ご契約の時期や保険種類によっては遅延利息に関する取扱いや、保険金・年金・給付金といった名称が異なる場合もございますので、詳しくはお手元の「ご契約のしおり一定款・約款」をご確認ください。
- なお、以下の内容は、平成24年4月現在の終身保険（有配当2012）給付約款に基づいて記載をしております。

## 遅延利息について

- ◆保険金等のご請求があった場合、当社は、保険金等をお支払いするための確認等が必要な場合を除き、必要書類が当社に到達した日(※)の翌日からその日を含めて5営業日以内に保険金等をお支払いします。
- ◆終身保険（有配当2012）給付約款に定める保険金を支払うべき期限を超えて保険金をお支払いする場合は、所定の利息をお付けしてお支払いします。これを**遅延利息**といいます。

(※)必要書類が当社に到達した日とは、完備された必要書類が当社に到達した日をいいます。当社職員に書類をご提出いただいた場合はご提出日、当社に書類をご郵送いただいた場合は当社への到着日となります。

### ■木曜日が祝日の週の水曜日に当社に書類が到達した場合の例

【保険金等をお支払いするための確認を行わない場合】



## ご参考：約款記載の一例について

- ご注意** 遅延利息に関する取扱いにつきましては、平成24年4月現在の終身保険（有配当2012）給付約款を一例としてご説明しております。  
ご契約の保険種類やご加入の時期によっては記載が異なる場合もございますので、詳しくは  
**お手元の「ご契約のしおり一定款・約款」をご確認ください。**

### 〔約款記載の一例〕 終身保険（有配当2012）給付約款

#### 第6条（請求の手続き）

- 1 保険金の支払事由が生じたときまたは保険料払込免除特約に定める保険料の払込の免除（以下、「保険料の払込の免除」といいます。）事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた保険金の受取人は、ただちに会社に通知して下さい。
- 2 支払事由が生じた保険金の受取人（保険料の払込の免除については、保険契約者）は、すみやかに必要書類（別表1）を会社に提出して保険金（または保険料の払込の免除）を請求して下さい。
- 3 つぎの各号の取扱を行なう場合は、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。
  - （1）第3条（死亡保険金受取人）に定める死亡保険金受取人の変更に関する通知
  - （2）第4条（遺言による死亡保険金受取人の変更）に定める遺言による死亡保険金受取人の変更に関する通知
  - （3）第8条（保険契約者に対する貸付）に定める保険契約者に対する貸付
  - （4）リビング・ニース特約に定める指定代理請求人の指定・変更指定または指定代理請求人による特約保険金の請求
  - （5）保険料払込免除特約に定める指定代理請求人の指定・変更指定または指定代理請求人による保険料の払込の免除の請求

#### 第7条（保険金の支払時期および支払場所）

- 1 保険金は、前条（請求の手続き）に定める保険金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店または支社で支払います。
- 2 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に定める場合において、保険契約の締結時から保険金の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、前条に定める保険金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて45日 を経過する日とします。
  - （1）保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
この約款およびこの保険契約に付加している特約の約款に定める支払事由に該当する事実の有無
  - （2）保険金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合  
保険金の支払事由が発生した原因
  - （3）契約基本約款に定める告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項における告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
  - （4）契約基本約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前2号に定める事項、契約基本約款の重大事由による解除に関する規定に定める保険契約者等が反社会的勢力に該当すると認められる等その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金の請求時までにおける事実
- 3 前項の確認をするため、つぎの各号に定める事項についての特別な照会や確認が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、前条に定める保険金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めてつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過 する日とします。
  - （1）前項各号に定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
  - （2）前項第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
  - （3）前項各号に定める事項についての日本国外における確認 180日
- 4 前2項の規定を適用する場合には、会社は、保険金を請求した者に通知します。
- 5 第2項および第3項に定める必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- 6 前5項の規定は、保険料の払込の免除について準用します。

